

地域建設業経営強化融資制度の運用について

改 正 後	改 正 前
(債権譲渡の承諾) 第7条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 工事履行報告書(様式9)に基づき当該工事の実施工程の出来高が2分の1以上に到達したことが確認できた場合。なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書(様式9)の受領をもって2分の1以上に到達した事を確認するものとし、出来高の査定は行わないものとする。 付則 この運用は、平成21年1月5日から施行し、平成25年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。	(債権譲渡の承諾) 第7条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 工事履行報告書(様式9)に基づき当該工事の実施工程の出来高が2分の1以上に到達したことが確認できた場合。 付則 この運用は、平成21年1月5日から施行し、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。